

平成 23 年度 第 2 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 23 年 7 月 29 日（金） 15 時 00 分～17 時 00 分

場 所：中央合同庁舎 5 号館環境省第一会議室

出席委員：阿南委員、指宿委員、宇野委員、奥村委員、岡山委員、乙間委員、辰巳委員、原田委員、平尾委員、藤井委員、藤本委員、安井委員（座長）

欠席委員：奥委員、奈良委員

（五十音順、敬称略）

1．特定調達品目に関する提案等について

- ・ 飲料自動販売機設置について、ノンフロン機の割合がどの程度増えていけば経過措置を終了するという数値的なものは決めているか。
 - ⇒ 平成 21 年度の出荷実績では、ノンフロン機の割合が機種数ベースで 4 割程度であり、これから増えていく状況とのことである。今回の東日本大震災で自動販売機の冷媒がかなり漏出しており、その点も踏まえて業界団体に状況を伺った上で判断したいと考えている。（事務局）
- ・ 「使用済み回収製品由来の再生プラスチックを使用したエアコンディショナー」の提案に関連し、テレビジョン受信機は地デジ化により切り替えが進められており、回収されたプラスチックの処理の問題が発生している。グリーン購入法でも、このプラスチックの利用について貢献できるのではないか。
- ・ プラスチックは分離されればそれなりの用途があり、それは従来の枠組の中で促進していけば良いと考える。ブラウン管の鉛ガラスの利用については（放射能を遮断する効果があるという）研究を進めているが、グリーン購入法で扱うものでなく緊急対応である。ただ、役に立つところには徹底的に役立てていくことは必要と考える。
- ・ バイオマス素材に関する提案について、再生プラスチック配合品との比較で検討するとのことだが、質の良い再生プラスチックの供給量は限られており、市場の需給バランスを勘案した検討が必要ではないか。
- ・ 米ぬかを混入したファイル・バインダーについて、バイオマスの LCA 評価にあたっては、廃棄物処理を含めたバウンダリーエリアの中で評価すべきである。農業廃棄物としての再利用という点を加味し、広い視点で検討を進める必要がある。

2．分科会における検討方針等について

【印刷分科会】

- ・ デジタル印刷に係るトナー、インキの化学安全性については、現在整合が図れていないのか。
 - ⇒ 現在は、OA 機器の複写機、プリンタ等に使用するものについては、カートリッジ等の基準を設定している。デジタル印刷機に使用するものについては、対象となっていないため、基準の設定の際には、整合を図っていきたいということである。（事務局）
- ・ オフセット印刷とデジタル印刷のそれぞれのメリットや環境負荷低減効果についての調達者への留意事項は、具体的にどのように検討し、提示されるのか。

- ⇒ 基本的には、部数が多い場合はオフセット印刷、部数が少ない場合はデジタル印刷の方が環境負荷低減効果の点では有利になる。オフセット印刷の場合は、印刷版を製作するため、その部分でベースとなる環境負荷が高くなるが、部数が増えてもそれほど変わらない。また、このためコストアップもそれほどないということで、必要以上に印刷発注し、結果的に廃棄するというケースもあり注意喚起が必要である。調達者の手引き等に事例等を記載し、示していきたいと考えている。（事務局）
- ⇒ この点は分科会でも議論になったところである。ただ、小さい印刷業者が多々あり、必ずしも部数が多いからオフセットが良いとも限らない場合があるため、ガイドラインのような形で示していけたらよいと考える。
- ・ 調達側が何を選ぶかということと、部数のコントロールが環境負荷を左右するため、ぜひ積極的に取り組めるよう調達者の手引き等に記載していただきたい。また、印刷はサービスが多様化しており、色々なところをカバーできるようなものにしてほしい。さらに、会議等で使用する紙の資料と電子的な資料について、将来的には検討していくべき。

【自動車分科会】

- ・ 自動車の調達台数の削減は配慮事項に入れることはできないか。
- ⇒ 調達数量の削減については、グリーン購入法の第 11 条に環境物品等の調達の推進を理由として調達量の増加をもたらすことのないように配慮するものとする」と記載されており、個別の品目に規定せずとも大前提として定められている。（事務局）
- ・ 揮発性有機化合物（VOC）に関する検討は、是非進めていただきたい。
- ・ 自動車内装材の VOC の低減について、内装材以外から出るものとして、ソークロス等や給油のときに出るものがあると考えられるが、それを指しているのか。
- ⇒ 車内の VOC に関しては既に厚生労働省の基準があるため、むしろ車外に出るものに目を向けてはどうかという意見が出されたところであり、具体的な基準や数値についてはこれから検討するという段階である。
- ・ アイドリングストップについては、バスなどではかなり普及しているが、配慮事項ではなく判断の基準にすることはできないか。
- ⇒ バスやトラックは、排ガス対策という意味で従前から取組が進められてきたが、乗用車についてまだ普及していないと考える。第 2 回分科会では今のご指摘について示したい。（事務局）
- ・ 外国からの参入も考え、ハイブリッド自動車の基準もそろそろ検討していくべきではないか。

【LED 照明分科会】

- ・ LED 照明器具は、基本的にはランプの取替えが不可であり、交換の際は器具ごと取り替えることになるため、かなり大きな廃棄物が出ることになる。資源という視点から工夫の余地はないか、検討して頂きたい。
- ⇒ LED は器具とセットで作った方が効率が良く、さらに、10 年以上使用することを考えると、資源のリサイクルといった視点で検討すべきと考える。次回の分科会で検討したい。
- ・ LED 照明器具は、大型の家電廃棄物となるため、部品リユースを前提とした設計について、配慮事項に入れて頂けると良い。

- ・ 演色性は道路照明、庭園照明等では非常に重要な項目であるが、グリーン購入法において規定する理由は何か。
 - ⇒ 省エネ性能は高いが、演色性が非常に悪いものがあるため、器具としての機能を補完するためのものと理解している。
 - ⇒ LED については、効率と演色性のトレードオフの関係が非常に強いため、その両方を設定することが必要であると考え。
- ・ LED を選ぶべきか、蛍光灯を選ぶべきか、という点について示していただきたい。
 - ⇒ 将来的には、LED の方が良くなることは間違いないが、現段階では省エネの観点からは、蛍光灯の方がまだ良いケースもあり、一般的に誤解されていることは事実であるため、対応を検討したい。
 - ⇒ LED と蛍光灯の使い分けについて、グリーン購入法では官庁のようなオフィスを対象として考えているものであり、そのまま家庭用に適用することは適切でない場合もあることをどこかで示すことができないか。
 - ⇒ 個々の製品の利用という点だけではなく、サービサイジングに踏み込んだ形で、全体として環境負荷を下げていくことが必要ではないか。
- ・ エコマークは消費者向けということを考えると、LED ランプについて必ずしもエコマーク基準との整合性を考えなくても良いのではないか。
 - ⇒ エコマークは、一般消費者用であり、家庭での使い勝手を重視している。対象としては、電球形 LED ランプのうち、A 形というタイプだけとすることを考えている。グリーン購入法とエコマーク基準が異なるとわかりにくくなるため、電球形に関してはできれば整合性を図って頂きたい。

【判断基準の将来展開検討分科会（プレミアム基準）】

- ・ 自己認証、第三者認証が並列して書かれているが、プレミアム基準の信頼性に関わってくるため議論を詰めていく必要がある。
 - ⇒ 基準としては、第三者認証の有無も考慮し 3 段階にしてはどうかと考えている。3 段階にも色々な考え方があり、慎重に議論していきたい。
- ・ 基準という表現でよい。「プレミアムマーク」としてはどうか。検討が必要。
- ・ プレミアム基準の数値の根拠を開示していることが重要というより。調達側が情報として利用できる形で数値の根拠を開示していること自体がプレミアム基準になりえると考えている
- ・ 波及効果という点で、現在は価格が高くても積極的に調達することによって将来的に価格が下がるもの、性能が良くなる可能性があるものに先行して投資することが重要である。また、製品であれば、従前品に比べて省資源化されていることが不可欠とあるが、例えば炭素貯留のように、施設等において余計にエネルギーを使ってまで CO₂ を減らすべきではないということになり、不可欠というのは言いすぎではないか。

3. その他

- ・ 配慮事項については、さまざまな要素、性格を持ったものが混在している。配慮事項は、積極的に環境面でのアプローチを行っている部分を取り上げて普及させていくことが背景にあ

と考えるため、巧く整理していく必要がある。

以上